

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20211124製局第1号
令和3年12月6日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

令和3年10月21日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について

今般、令和3年10月19日から21日までに開催されたFATF (Financial Action Task Force) 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択されました。同声明は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）及びイランについて、加盟国に対し、両国より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するために、両国に関し、引き続き、対抗措置を適用することを要請しています。

上記声明を受けて、別紙のとおり警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び財務省国際局長から要請がありました。貴会におかれては、上記声明について、会員へ周知されるとともに、引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底が図られるよう、お取り計らい願います。

【 機 密 性 1 情 報 】
警察庁丙組組企発第 275 号
財 国 第 2 9 3 3 号
令 和 3 年 1 1 月 1 9 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 渡 邊 国 佳

財 務 省 国 際 局 長 三 村 淳

**令和3年10月21日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に
関する法律の適正な履行等について**

今般、令和3年10月19日から21日までに開催されたFATF (Financial Action Task Force) 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明(別添)が採択された。同声明は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)及びイランについて、加盟国に対し、両国より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するために、両国に関し、引き続き、対抗措置を適用することを要請している。

上記声明について、所管する特定事業者に対して周知するとともに、引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底が図られるよう、要請方よろしくお取り計らい願いたい。

High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action - October 2021

High-risk jurisdictions have significant strategic deficiencies in their regimes to counter money laundering, terrorist financing, and financing of proliferation. For all countries identified as high-risk, the FATF calls on all members and urges all jurisdictions to apply enhanced due diligence, and, in the most serious cases, countries are called upon to apply counter-measures to protect the international financial system from the money laundering, terrorist financing, and proliferation financing (ML/TF/PF) risks emanating from the country. This list is often externally referred to as the “black list”. Since February 2020, in light of the COVID-19 pandemic, the FATF has paused the review process for countries in the list of High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action, given that they are already subject to the FATF’s call for countermeasures. Therefore, please refer to the statement on these jurisdictions adopted in February 2020. While the statement may not necessarily reflect the most recent status of Iran and the Democratic People’s Republic of Korea’s AML/CFT regimes, the FATF’s call for action on these high-risk jurisdictions remains in effect.

- [High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action – 21 February 2020](#)

行動要請対象の高リスク国・地域

2021 年 10 月

(仮訳)

高リスク国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制に重大な戦略上の欠陥を有する。高リスクと特定された全ての国・地域に関して、FATF は、強化された顧客管理を適用することを加盟国・地域に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。そして、極めて深刻な場合には、各国・地域は、高リスク国・地域から生じる資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融のリスクから国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を要請される。このリストは対外的に、しばしばブラックリストと呼ばれる。すでに FATF の対抗措置の要請に服していることに鑑み、新型コロナウイルスのパンデミックに照らして、2020 年 2 月以降、FATF は行動要請対象の高リスク国・地域のリストの国・地域に対するレビュープロセスを一時休止している。したがって、2020 年 2 月に採択されたこれらの国・地域に対する声明を参照されたい。その声明はイランと北朝鮮の AML/CFT 体制の直近の状態を必ずしも反映したものではないが、FATF のこれらの高リスク国・地域に対する行動要請は効力を有している。

- [High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action – 21 February 2020](#)

(以上)